

令和8年度 江戸川区立西葛西小学校 人権教育 全体計画

人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例 等

学校の教育目標

- 考える子
- 心豊かな子
- たくましい子

目標策定の方針

一人一人の児童が、発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる。それ様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにする。

人権教育の目標

人権教育計画に基づき、全教育活動を通して人権教育を推進し、自他の人権や生命を尊重する態度を育む。また、自己肯定感を高める指導の工夫に努める。

目指す児童・生徒像

- ・話をよく聞き、自分で考えて行動する子
- ・友達の良さを見付け、認め合う子
- ・最後までやりぬく子
- ・見通しをもって自主的に行動する子
- ・意欲をもって最後までやりぬく子

人権教育に関する指導の実態把握

- ・授業時数の確保
- ・主体的に考え、自分の思いや考えを表現できる児童の育成を目指した指導の工夫
- ・異年齢による交流、集会活動

人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）

知識的側面：人の尊厳や人権尊重の意義、人権の歴史や現状、国内法や国際法等々に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識

価値観・態度的側面：個人の尊厳をはじめ、自他の人権を尊重することの意義や必要性に対する肯定的な評価と受容、責任感や共感性・連帯性、人権擁護の実現を目指す意欲や態度

技能的側面：コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能、偏見や差別を見きわめる技能といった知的諸技能と相違を認めて受容する技能、協力的、建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能の社会的諸技能

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

- ◎分かる喜び・できる喜びを味わう学習指導の充実
- ◎算数習熟度別学習の充実
- ◎ICT機器の有効活用
- ◎体力の向上及び生活リズムの向上
- ◎児童理解の充実
- ◎基礎・基本の徹底と補充的な学習の充実
- ◎特別支援教育の充実
- ◎あいさつ運動
- ◎人権を大切にしたい美しい言葉遣い
- ◎道徳の時間の指導の充実
- ◎不登校問題の解決 「新たな不登校状況を生み出さない！」
- ◎校内研究の充実
- ◎いじめ防止対策の推進
- ◎ふれあい月間の実施

学年・学級経営

- ・できる喜びを味わえる学習指導
- ・思いやりの心の育成
- ・いじめの防止への早期対応
- ・一人一人を大切にしたい児童理解
- ・主体的・対話的で深い学びを目指す学習指導
- ・コミュニケーション能力の育成

日常的な指導

年間を通したあいさつと、言葉遣いに対する指導

教科等の指導

副籍児童や保育園児、障害者との交流
他国文化や障害者理解

人権教育の年間指導計画作成のための方針

- ・毎時間の授業を大切に、一人一人の児童のよさや個性を発揮させる指導を展開する。
- ・全教職員が共通認識をもって人権教育に取り組む。

教職員の研修

- ・校内研究の充実
- ・専門性の向上
- ・校内組織の活性化
- ・教材開発
- ・「人権教育プログラム」の活用

校種間の連携

- ・児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムの研究
- ・保育園児童との交流

家庭・地域との連携

- ・学校だよりやホームページ等での積極的な発信
- ・学校公開や道徳授業地区公開講座の活用
- ・各種ボランティア活動や体験活動への支援協力の要請
- ・学校関係者評価の活用